

健康みやざき行動計画21（第3次）（素案）に対する意見募集結果について

番号	該当ページ	項目	御意見の要旨	県の考え方・計画素案への反映等
1	21	喫煙	喫煙者にタバコの危険性の周知啓発をお願いしたい。	喫煙が健康に与える影響については、国公表資料活用による周知、広報に努めております。引き続き、周知、広報に取り組んでまいります。
2	21	喫煙	タバコの添加物の法規制と監督機関の創設を貴県から国へ要請してほしい。	タバコの添加物については、引き続き、国の動向を注視してまいります。
3	21	喫煙	禁煙治療の2/3助成やアプリ活用を自治体でもよりいっそう進めてほしい。	禁煙治療は保険診療や保険者等による助成など各種支援がされていることから、県としては引き続き治療や医療機関情報等の周知に努め、アプリの活用については研究してまいります。
4	21	喫煙	禁煙治療の受診者数の数値目標を都道府県や市町村などで設けてはどうか。	現段階では、都道府県別や市町村別の禁煙治療受診者数の把握が困難であるため、目標項目には設定しないこととします。
5	21	受動喫煙防止	健康増進法の屋内での受動喫煙防止の規定を屋外にも広げ、屋外の公共的施設や路上、公園、子どもも関連施設、屋外スポーツ施設、遊泳場、スキー場、レクリエーション施設、社寺仏閣などを含め、禁煙空間を広げてほしい。	施設等管理者が受動喫煙対策に取り組めるよう、各種基準や助成金等の情報提供に努めてまいります。
6	21	受動喫煙防止	子どものいる場所や傍での喫煙・タバコをやめるルール作り（条例）の推進をお願いしたい。	健康増進法第27条に喫煙をする際の配慮義務が規定されているため、県としては、引き続き、周知に努めてまいります。
7	21	受動喫煙防止	世界禁煙デーと禁煙週間の機会に、イエローグリーン（受動喫煙をしたくない、させたくない気持ちをあらわす色）のライトアップを御地でもお願いしたい。	ライトアップ実施について検討してまいります。

**健康みやざき行動計画21（第3次）（素案）に対する意見募集結果について**

番号	該当ページ	項目	御意見の要旨	県の考え方・計画素案への反映等
8	21	喫煙	国は健康日本21（第三次）で、目標として喫煙率の減少（喫煙をやめたい者がやめる）と計画しているため、（喫煙をやめたい者がやめる）の文言を追加してほしい。	
9	21	喫煙	「健康日本21（第三次）」では「喫煙率を減らす」に（喫煙をやめたい者がやめる）という文言があるが、本素案では「喫煙率」という表現のみに留まり、喫煙をやめたいという意思がない方も対象にした計画であると誤解を与える可能性がある。「喫煙率」に（喫煙をやめたい者がやめる）の追記を要望します。	本計画では、施策の方向に「喫煙をやめたいと考えている人に対し支援する」旨の記載をしております。
10	21	喫煙	国は「喫煙をやめたいと考えている人に対し」と記載しているため、「喫煙をやめたい者がやめる」の追加をお願いしたい。	
11	21	喫煙	「健康日本21（第三次）」と同様、喫煙率の減少は「喫煙をやめたい者がやめた場合」と記載すべき。	
12	21	喫煙率目標	喫煙をやめたくない人まで禁煙を強要するものではないと考えるため、喫煙をやめたい者がやめると記載すべき。	
13	21	喫煙率	たばこは嗜好品であり数値を用いて強制的に排除することは望ましくないと考えます。禁煙を推奨するのではなく、たばこ税を活用し喫煙所をもっと設けるべき。ニシタチや宮崎駅前に喫煙所を設置してほしい。	施策の方向に記載のとおり、「喫煙をやめたいと考えている人」に対する支援を行っております。 分煙環境整備については、当該施設の管理者が実施するものであることから、県としては、施設等管理者が受動喫煙対策に取り組めるよう、各種基準や助成金等の情報提供に努めてまいります。

**健康みやざき行動計画21（第3次）（素案）に対する意見募集結果について**

番号	該当ページ	項目	御意見の要旨	県の考え方・計画素案への反映等
14	31	COPD	COPDの普及啓発だけでは死亡率の低下は難しいため、「かかりつけ医と専門病院間の連携体制の構築」と「健診の際に把握できたハイリスク者と治療中断者に対する受診勧奨の強化」の事業を提案します。	御意見を参考に、関係機関等と協議しながら、本県のCOPDにおける医療に関する課題の把握や取組に向けて研究してまいります。
15	31	COPD	たばこ対策だけでは死亡率減少は難しい。禁煙者にもCOPD患者がいるため、罹患している人を早期に見つけ、重症化を予防することが効果的と考えるので、その記載が必要	御意見を踏まえ以下の記載を追加します。その他の取組については関係機関等を協議しながら研究してまいります。 <input type="radio"/> …たばこ対策等を推進します。 <input type="radio"/> <u>早期発見・重症化予防</u> <u>禁煙者や非喫煙者が発症することもあるため、定期的な健康診断や症状出現時の受診勧奨等、早期発見や重症化予防に向けた取組を行います。</u>
16	36	受動喫煙対策を行っている事業所数の目標	受動喫煙対策を行っている事業所数（敷地内禁煙及び屋内禁煙実施）は削除願いたい。受動喫煙対策は分煙でも実現できるので、禁煙の削除ができない場合は分煙の文言を追加してほしい。	御意見を踏まえ、健康増進法で規定する以上とならないよう目標項目を「受動喫煙対策を行っている事業所の割合」とし、（敷地内禁煙及び屋内禁煙実施の割合）の文言は削除いたします。
17	36	受動喫煙対策を行っている事業所数	禁煙だけではなく適切な分煙も受動喫煙対策であり、（敷地内禁煙及び屋内禁煙実施の割合）の文言は不要だと考える。仮に記載を残すのであれば「分煙」の記載追記を要望します。	

**健康みやざき行動計画21（第3次）（素案）に対する意見募集結果について**

番号	該当ページ	項目	御意見の要旨	県の考え方・計画素案への反映等
18	36	敷地内禁煙及び屋内禁煙実施	敷地内も屋内も禁煙にしなさいと記載されているように捉え、分煙は不可であると誤解されると思う。禁煙の文言を削除するか、分煙に修正して欲しい。	
19	36	自然に健康になる環境づくり	敷地内禁煙及び屋内禁煙実施は全てにおいて禁煙と受け取れる。健康増進法では基準を守れば大丈夫と理解できるので、禁煙ではなく分煙と記載することで良いのではないか。	
20	36	自然に健康になる環境づくり	事業所における喫煙を一切認めないと受け取れ、非常に厳しく、現実的な目標とは到底思えない。第2次計画の最終評価時（案）の資料には、禁煙・分煙実施率93.6%と高い実施率であり目標設定は不要と考えるため、「受動喫煙対策を行っている事業所数」（敷地内禁煙及び屋内禁煙実施）の削除を要望する。仮に削除が困難な場合は、「分煙実施率」の目標の追記を強く要望します。	御意見を踏まえ、健康増進法で規定する以上とならないよう目標項目を「受動喫煙対策を行っている事業所の割合」とし、「（敷地内禁煙及び屋内禁煙実施の割合）」の文言は削除いたします。
21	36	受動喫煙対策を行っている事業所数の目標	敷地内禁煙にするだけでは、その周辺での喫煙につながり、眞の受動喫煙対策には至らないと思う。喫煙者と非喫煙者が共存できる分煙対策実施の事業所等目標を掲げるべきではないか。	
22	36	敷地内禁煙及び屋内禁煙実施	禁煙実施100%の文言削除を希望したい。自治体のたばこ税の一部で、吸う人、吸わない人の共生社会を目指し、禁煙よりも分煙社会を構築して欲しい。	
23	36	敷地内禁煙及び屋内禁煙実施	禁煙ではなく、分煙でも受動喫煙対策は実施できるため、（敷地内禁煙及び屋内禁煙実施）を削除すべき。	

**健康みやざき行動計画21（第3次）（素案）に対する意見募集結果について**

番号	該当ページ	項目	御意見の要旨	県の考え方・計画素案への反映等
24	36	自然に健康になれる環境づくり	分煙を推進していくことは極めて重要だと認識しているが、この目標は事業所における喫煙を一切認めないと受け取れるため、「受動喫煙対策を行っている事業所数」（敷地内禁煙及び室内禁煙実施の割合）の削除をお願いしたい。	
25	36	自然に健康になれる環境づくり	「受動喫煙対策を行っている事業所数」が全面禁煙の事業所だけが対象のような表現で違和感がある。	御意見を踏まえ、健康増進法で規定する以上とならないよう目標項目を「受動喫煙対策を行っている事業所の割合」とし、（敷地内禁煙及び屋内禁煙実施の割合）の文言は削除いたします。
26	36	自然に健康になれる環境づくり	健康増進法では喫煙室を設置するなどルールを守れば喫煙は可能で、素案のような禁煙の文言を記載していると吸う権利が危ぶまれる。禁煙目標は削除してほしい。削除できないのであれば、第2次計画と同じく、禁煙・分煙目標で良いと思う。	
27	36	自然に健康になれる環境づくり	たばこ税を使って喫煙所を設置すれば、安定的な財源の確保となると考えるので、たばこ税を活用し、県庁等の県の施設、駅前などへの喫煙所設置をお願いしたい。	県の施設においては、特定屋外喫煙所設置を含む受動喫煙対策に取り組んでいます。その他、施設等管理者が受動喫煙対策に取り組めるよう、各種基準や助成金等の情報提供に努めてまいります。
28	36	自然に健康になれる環境づくり	たばこを吸える場所が少ない。県として喫煙場所を設置することで税収も見込まれるのではないか。	分煙環境整備については、当該施設の管理者が実施するものであることから、県としては、施設等管理者が受動喫煙対策に取り組めるよう、各種基準や助成金等の情報提供に努めてまいります。